

滋賀県合理的配慮の提供に係る助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例(平成31年条例第8号。以下「条例」という。)に基づき、事業者等が合理的配慮の提供を行うための必要な費用について、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。
(対象者)

第3条 助成の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 滋賀県内において、飲食、物販、医療その他の障害者を含む不特定多数のものの利用が見込まれる事業を行う事業者
- (2) 自治会(同一地域の居住者が、当該居住者の共通利益の実現と生活の向上を目的として作る組織をいう。)
- (3) その他知事が特に必要と認める団体

(対象経費)

第4条 助成の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、別表に掲げる経費のうち、助成の対象として知事が適当と認めるものとする。

(助成金の算定方法)

第5条 助成金の算定は、別表によるものとする。

(申請)

第6条 助成を受けようとする者は、滋賀県合理的配慮の提供に係る助成金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、指定された期日までに知事に申請しなければならない。

- (1) コミュニケーションツール作成費 次に掲げる書類
 - ア 対象経費の見積書の写し
 - イ その他知事が必要と認める書類
- (2) 物品購入費 次に掲げる書類
 - ア 対象経費の内容がわかるカタログ等の写し
 - イ その他知事が必要と認める書類
- (3) 対象経費が工事施工費である場合 次に掲げる書類
 - ア 工事計画書(様式第2号)
 - イ 工事費見積書および工事図面の写し
 - ウ その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の申請書を受理した日から起算して30日以内に交付決定または不交付決定をするものとする。

(交付決定および不交付決定)

第7条 知事は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについ

て予算の範囲内において、助成金の交付を決定し、申請者に対し滋賀県合理的配慮の提供に係る助成金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 前項の規定による審査により、助成金の不交付を決定したときは、申請者に対し、滋賀県合理的配慮の提供に係る助成金不交付決定通知書（様式第4号）により、不交付の理由を記載し通知する。

3 同一年度における1助成対象者に対する助成の回数は、別表に掲げる対象経費の区分毎に1回を限度とする。

（変更申請）

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた対象者（以下「助成決定者」という。）

は、申請内容に変更が生じた場合には、滋賀県合理的配慮の提供に係る助成金変更交付申請書（様式第5号）に、知事が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、滋賀県合理的配慮の提供に係る助成金変更決定（却下）通知書（様式第6号）により、当該申請を行った助成決定者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の申請書を受理した日から起算して30日以内に前項の規定による通知をするものとする。

（完了の報告）

第9条 助成決定者（前条第2項の規定により変更の決定を受けた助成決定者を含む。）は、コミュニケーションツールを作成、物品を購入し、または工事を完了した後30日以内に、完了報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて知事に報告しなければならない。

（1）納品書および領収書の写し（対象経費がコミュニケーションツール作成費または物品購入費である場合に限る。）

（2）工事契約書（工事内訳書を含む）および領収書の写し（対象経費が工事施工費である場合に限る。）

（3）滋賀県合理的配慮の提供に係る助成金交付決定通知書または第8条第2項の規定により変更の決定通知を受けた者にあつては、滋賀県合理的配慮の提供に係る助成金変更決定通知書の写し

（4）その他知事が必要と認める書類

（助成金の額の確定および交付）

第10条 知事は、前条の報告を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、前条の報告を受けた日から起算して30日以内に助成金を確定し、滋賀県合理的配慮の提供に係る助成金確定通知書（様式第8号）により、当該報告を行った助成決定者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた助成決定者は、速やかに滋賀県合理的配慮の提供に係る助成金請求書（様式第9号。以下「請求書」という。）により、知事に助成金を請求するものとする。

3 知事は、前項の請求を受けたときは、当該請求を行った助成決定者に助成金を交付するものとする。

（助成金の交付決定の取消し）

第11条 知事は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すものとする。

- (1)虚偽その他の不正行為により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2)助成金の交付決定の内容もしくはこれに付した条件またはこの要綱に違反したとき。
- (3)その他知事が不相当と認めたとき。

(助成金の返還)

第12条 知事は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る助成金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

(管理および継続使用義務)

第13条 助成決定者は、合理的配慮の提供のために作成したコミュニケーションツールおよび購入した物品においては納品日、または工事の施工を行ったものについては工事の完了日から起算して1年以上継続して使用しなければならない。

2 この助成金により作成したコミュニケーションツール、購入した物品および工事の施工を行ったものについては、転売を禁止する。

3 第1項および前項において、やむを得ない理由があると知事が認めたときは、この限りでない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

経費	摘要	助成上限額	補助率
コミュニケーションツール作成費	点字メニューまたはコミュニケーションボードの作成経費、チラシ等の音訳経費等障害者に合理的配慮が容易に提供できるようにするためのコミュニケーションツールの作成に係る経費	30,000 円	1/2 以内
物品購入費	筆談ボード、折り畳み式スロープ等障害者に合理的配慮が容易に提供できるようにするための物品（コミュニケーションツールを除く。）の購入に係る経費	50,000 円	
工事施工費	簡易スロープ、手すり等障害者に合理的配慮が容易に提供できるようにするための工事の施工に係る経費	100,000 円	

別 記

様式第 1 号 (第 6 条関係)

令和 年度滋賀県合理的配慮の提供に係る助成金交付申請書

年 月 日

(あて先)

滋賀県知事

所 在 地
名 称
代表者氏名 印
電 話 () -
F A X () -

令和 年度において下記の合理的配慮を提供するにあたって助成金の交付を受けたいので、滋賀県合理的配慮の提供に係る助成金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり滋賀県補助金等交付規則第 4 条 2 項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第 16 条の規則に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

1 対象者区分 (該当するものに「レ」チェックをしてください。)

- 事業者
 自治会
 その他 ()

2 対象経費区分と合理的配慮の内容 (該当するものに「レ」チェックをしてください。)

- コミュニケーションツール作成費 ()
 物品購入費 ()
 工事施工費 ()

3 完了予定年月日 (予定納期) 年 月 日

4 申請金額 円

5 事業計画

目的(用途)	
設置場所	

6 事業収支 (予定)

収 入		支 出	
助成金	円		円
	円		円

7 添付書類 (該当するものに「レ」チェックをしてください。)

- カタログ等の写し 見積書の写し
 工事設計書 (様式第 2 号) 工事費見積書および工事図面の写し
 指定金融機関口座通知書 その他 ()

工 事 計 画 書

工事場所	名 称： 住 所：
工事施工者	住 所： 施工者名： 代表者名：
工事内容	
予定金額	円
工事期間	着工予定年月日： 竣工予定年月日：

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

所在地
名称
代表者名 様

滋賀県知事 印

令和 年度滋賀県合理的配慮の提供に係る助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付け申請の滋賀県合理的配慮の提供に係る助成金は、金
円の交付を決定します。

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

所在地
名称
代表者名 様

滋賀県知事 印

令和 年度滋賀県合理的配慮の提供に係る助成金不交付決定通知書

令和 年 月 日付け申請の滋賀県合理的配慮の提供に係る助成金については、次の理由により不交付と決定しましたので通知します。

理 由

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

（あて先）

滋賀県知事

所在地

名称

代表者名

印

電話番号

令和 年度滋賀県合理的配慮の提供に係る助成金変更交付申請書

令和 年 月 日付け 第 号に係る滋賀県合理的配慮の提供に係る助成金について、次のとおり変更したいので申請します。

1 助成対象事業（該当するものに「レ」チェックをしてください。）

- コミュニケーションツール作成費
- 物品購入費
- 工事施工費

2 変更内容

3 変更理由

4 変更前交付決定額 円

5 変更後交付申請額 円

6 差引増減額 円

7 添付書類

様式第6号（第8条関係）

第 号
年 月 日

所在地
名称
代表者名 様

滋賀県知事 印

令和 年度滋賀県合理的配慮の提供に係る助成金変更決定（却下）通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した滋賀県合理的配慮の提供に係る助成金は、次のとおり変更決定（却下）します。

- | | |
|-----------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 変更増減額 | 円 |
| 3 変更交付決定額 | 円 |

（4 却下の理由）

様式第7号（第9条関係）

令和 年度滋賀県合理的配慮の提供に係る助成金事業完了報告書

年 月 日

（あて先）

滋賀県知事

所在地

名称

代表者氏名

印

年 月 日付で交付決定のあった滋賀県合理的配慮の提供に係る助成金事業を下記のとおり実施しましたので、滋賀県合理的配慮の提供に係る助成金交付要綱第9条の規定によりその完了を報告します。

記

1 対象経費区分と添付書類（該当するものに「レ」チェックをしてください。）

コミュニケーションツール作成費（納品書・領収書の写し／交付決定通知書の写し）

物品購入費（納品書・領収書の写し／交付決定通知書の写し）

工事施工費（工事契約書(工事内訳書含む)／領収書の写し／交付決定通知書の写し）

2 対象経費総額

円

3 完了年月日 年 月 日

様式第8号（第10条関係）

第 号
年 月 日

所在地
名称
代表者名 様

滋賀県知事 印

令和 年度滋賀県合理的配慮の提供に係る助成金確定通知書

年 月 日付完了報告書を審査の結果、助成金を次のとおり確定しま
す。

助成金確定額 円

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

（あて先）

滋賀県知事

所在地

名称

代表者氏名

印

令和 年度滋賀県合理的配慮の提供に係る助成金請求書

年 月 日付で交付決定のあった滋賀県合理的配慮の提供に係る助成金について、年 月 日付で助成金確定の決定がありましたので、滋賀県合理的配慮の提供に係る助成金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり助成金を請求します。

記

1 助成対象事業（該当するものに「レ」チェックをしてください。）

- コミュニケーションツール作成費
- 物品購入費
- 工事施工費

2 請求金額

金 円也

3 振込先

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協		本店・支店 本所・支所・出張所
預金の種類	1. 普通（総合口座）		2. 当座
口座番号			番号は右づめでご記入ください。
口座名義	フリガナ		預金通帳に記載されているとおりにご記入ください。 30文字まで登録できます。